

指印 廿九年十月二十日の八使、松本  
| 廿九年十月二十日の八使、松本

當地ハ既ニ炬燵を要申候時候の模  
様大抵而推察なさるべく候

萬朝報社招聘而峻拒の一条真  
ニ痛快相感申候貴兄がトンキョウ指眼  
を見張りと萬朝を罵り坪善が咽喉  
をコロク言ハせながらヒタ呆れにあきれ  
たる有様目ニ見ゆる様ニ候

廿七日の中央新聞ニ掲載せる貴兄の  
文章趣意ハ格別取り出さ、感服す  
る程の事ニ無之候得共多くの興味を  
以て反読仕候逢へぬと云ふは鳥の跡ニ  
唯一の慰めなり

次ニ小生ハ貴兄の同情を買はんとする事  
有之候是れハ貴兄ほうこハ我が意中を  
諒するものは是れなきか為めニ候貴兄か之



を嘲るも罵るも小生の元より甘受する所  
ニ有之申候兎ニ角誰人かニ打ち明けぬバ  
余が胸中の真意懺討ハ暗れ不申候  
非<sup>レ</sup>ハ餘の儀ニあらず貴兄が熟知せらる  
余が昨年来の不道德なる行為ニ有之候  
余ハ心其の不道德なるを知りつ之を脱する  
事能ハざりしと雖も速かに之を脱却せんとハ  
当初より曾て絶へざる余が希望にして  
兄ハ幸ニ之を諒し給ふならん  
兄よ余の幸ニ之を脱却するの時機を得  
申候余が今日まで苦心致候處のものハ  
他ニあらざる余が身を潔やせんが為めニ無  
事<sup>事</sup>なるものニ悲慘を感じしむることをモ  
是れなき様致し<sup>は</sup>と云ふが為めのみ  
罪惡の責任者ハ元より余ニ在るが故ニ



余が罪惡を清くする爲めに却て其の責任  
を他に負擔せしむるが如きは余が心に於て  
忍ぶ能はざる處なりけり也

故に余は従来彼女の爲め終生の家を得せ  
しめんことを求めり今固偶然彼女を望

むもの出て来れり貴兄幸にも愚誤とし  
て排するべく余がたに記する所を一読せよ  
事ハ頗る詩的なり数日以前の事なり上  
諏訪裁判所に於て余が爲に被告たりし某  
既述の家と示談決着の後余は彼の旅宿  
に招きしかば余ハ之に赴きしにやがて話題  
ハ輕くして彼ハ余ニ向て彼女を貰ひたりとの  
談判ニ及へり余ハ餘り不可思議なる談判  
なるものから寧ろ余ニ對する「輕蔑」として  
大ニ不快を感じたりしが語進むに従て彼



ハ真正ニ之を望むものなるを發見せり  
而して其の男が余が彼女ニ對する感情思  
念ニ就て鏡ニ掛けたるが如く看破したるの  
明ニハ一驚を喫せり而して彼が彼女の性  
質の極て善良(兄は笑ふ)は是れ實ニ  
眞實なり極めこと云ふハ稍々誇大なるを  
知れぬとも)なるを喜ぶ一家の爲めニ之を後  
妻(彼れ年齢既ニ四拾餘殆と十年前則ニ  
其の妻を亡へり)と稱せんとすものなるを  
知るに於て余ハ實ニ彼女の爲めニ之を祝して  
其の要求を承諾せり然れ共余ハ實ニ彼  
女の承諾を得ざるべかり余は是れニ殆  
と閉口したりしが大ニ勇を鼓して彼女を説  
けり彼女ハ初め余を以て戲謔を弄すもの  
と信せしが其の戲言ニあるを知らず及



びて——こゝに貴兄が充分に推察すべき義務ある所なり

若し余にして初めより「此の在るは吾が身上の大障礙なれば吾が為め他ニ嫁せし」と説きたらましかば彼も不得已却て速に承知（た）りしやも知るべかりすと雖も此の如きは則ち前ニ言へりし如く余が責任を他ニ帰するの理にして何分にも余の口より発すること能はざりしなり故に「シカする事ハ此が一生の為ニ有望にして利益なり」との論鋒にてハ到底説服する事能はず余ハ其の血涙の籠の如き惨状を見るニ堪へずと遂に之を中止せり（寧ろ取消せり）

余ハ昨夜（余ハ昨夜二時に上諏訪を発し今晚六時に帰宅せり）今地下に在る余の



一友を訪ふて余が為めニ彼女ニ婚嫁を勸  
告せん事を話せしニ彼ハ余が為め及ハ彼女  
の為ニ之を承諾せりかくて余が帰宿して  
彼女を見たりし時の余が胸中の風濤ハ如何  
ニ思ふや余ハ実ニ天下の大悪人なる事と  
感せり強者を欺く尚ほ怒すべし奸者を  
詐る寧ろ快事なり去れど世ニ據るべき  
處なく心身を挙げて之を余ニ託する憐れ  
たる女婦と歎くこゝろを以ては清んてト大悪  
ニ非ずや余が深夜の旅行ニ心を傾けて彼  
れ此れと周旋する彼女を見たりし時ニハ余ハ  
實ニ産ニ堪へざるき余ハ其れと仰ニ彼女  
の將來の為めニ訓戒を與へたりしが余が訣  
別の辞も知らずして謹聴感謝する彼女ニ  
對してハ余ハ實ニ泣きたかりしなり



後會を契りつゝ河へ渡る月下ニ此の大悪  
人を載せたる車の影見へすほるまで見送  
れる彼女ニ對し余ハ心ニ謝罪しつゝ歸松  
せりア、彼女が樂み待つほる次會の  
時ハ果しこ如何余が依頼を諾せる友人  
ハ今日ハ既ニ彼女ニ勸説せしやも知れず  
然らずし明日ハ必ず勸説すべしと誓は  
り彼女ハ勢ひ服従せざるべからず服従  
するこゝハ慥かに彼女の幸福なるが故ニ  
余ハ彼女の前途を祝福すと誓し而して  
余が罪惡ハ到底消滅せざる有り  
余ハ終りに尚ほ一言を付加す  
過般貴兄が歸京の際兄の爲めニ  
初めニハ腕車を周旋し後ニ馬車屋  
の間ニ往復して更ニ其の勞を厭はざりし



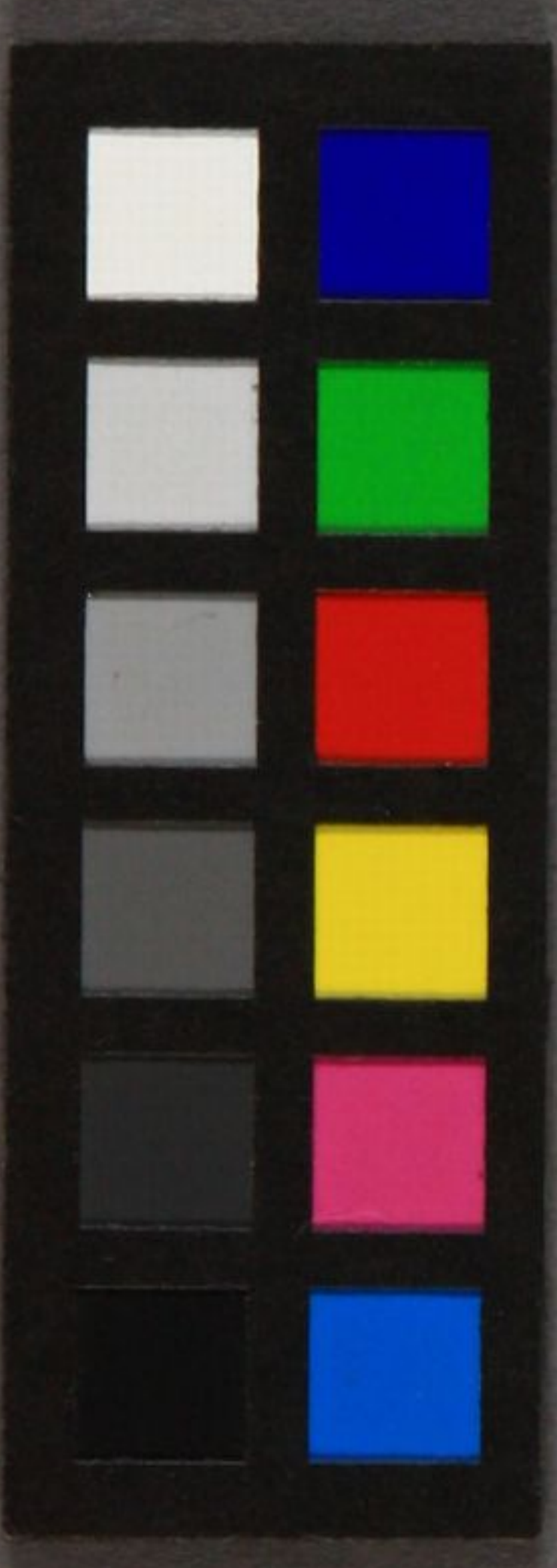
所の婦人ハ則ち余が謂ふ所の「彼女」なり  
兄よ爰ニ樹蔭生ハ復活せり蘇生せり  
余ハ罪惡の羈範より脱せり兄幸ニ  
心を安んじて更ニ刻戒ミ各々勿れ  
貴兄の書ハ余が今日の唯一の慰めなり

十月廿九日夜八時

樹蔭生

香海兄



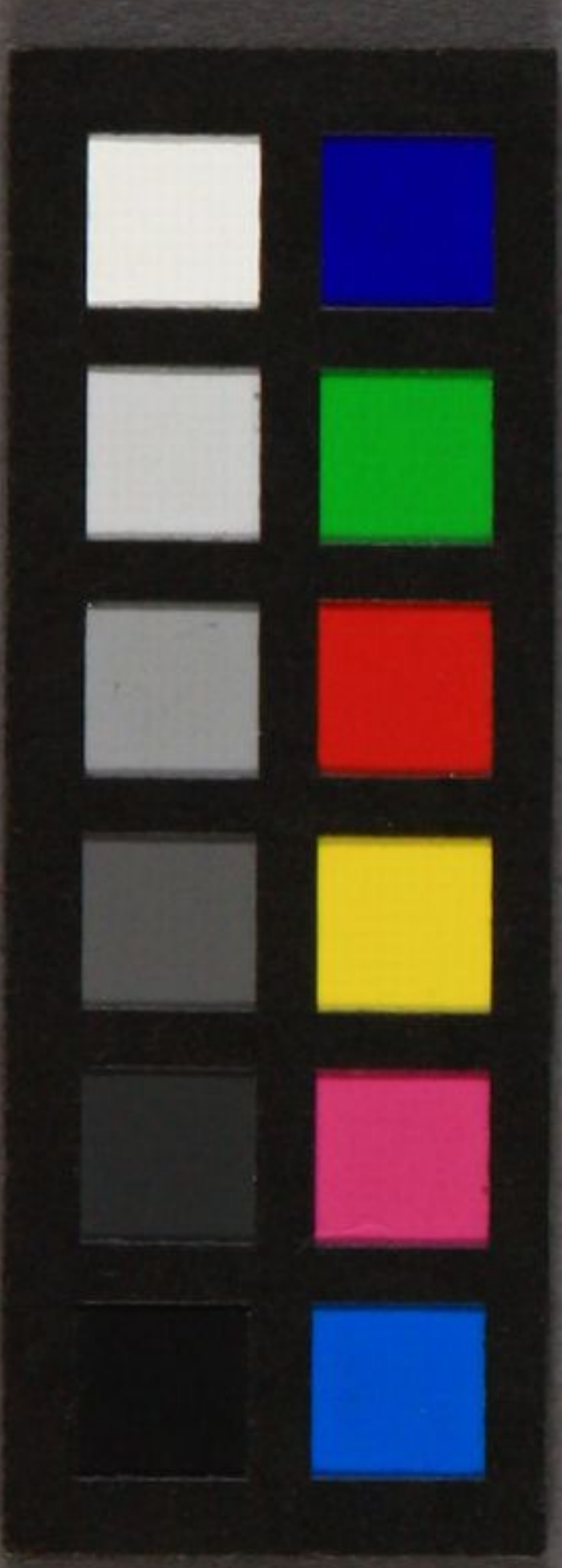


東京麴所内幸所五  
旭館  
石川安次郎様

特別
又5
5985
4







木下尚江

信州松本所

